

平成28年1月より

公共債等の税制が大幅に改正されます!

公共債等(公社債投資信託を含みます。以下同じ)の税制の変更点

- ▶ 公共債(国債・地方債)・公社債投資信託の利子・分配金、売買や償還にかかる損益が株式投資信託等の譲渡損益や分配金等と**通算可能**になります。(注1・2)
- ▶ 公共債・公社債投資信託が**特定口座の対象**になります。
- ▶ 公共債の**譲渡益が課税対象**になります。

平成28年1月

改正前

改正後

公共債等の利子・分配金
(注1)
公募公社債投信の
解約・償還損益

20%(源泉分離課税)
上場株式等との通算不可 (注3)

公共債の
譲渡損益

非課税
上場株式等との通算不可

公共債の
償還損益

累進税率(総合課税)
上場株式等との通算不可

公共債等の
利子・分配金
・譲渡損益・償還損益
20%(注3)
(申告分離課税)
株式投資信託等の譲渡損益・
分配金等との通算可

(注1) 公募公社債投資信託やMRF・MMF等の普通分配金を含みます。(注2) 公共債の売買損や償還損(デフォルトによる損失を含みます)が考慮されます。
(注3) 復興特別所得税は考慮していません。

公共債等について確定申告が必要となる場合が生じます。

平成28年1月より公共債等の利子・分配金や譲渡益、償還益の課税方式が申告分離課税になるため、公共債等を保有するお客様は、確定申告が必要となる場合が生じます。

申告分離課税とは、他の所得と切り離して(分離して)税額を計算し、確定申告をする方法です。

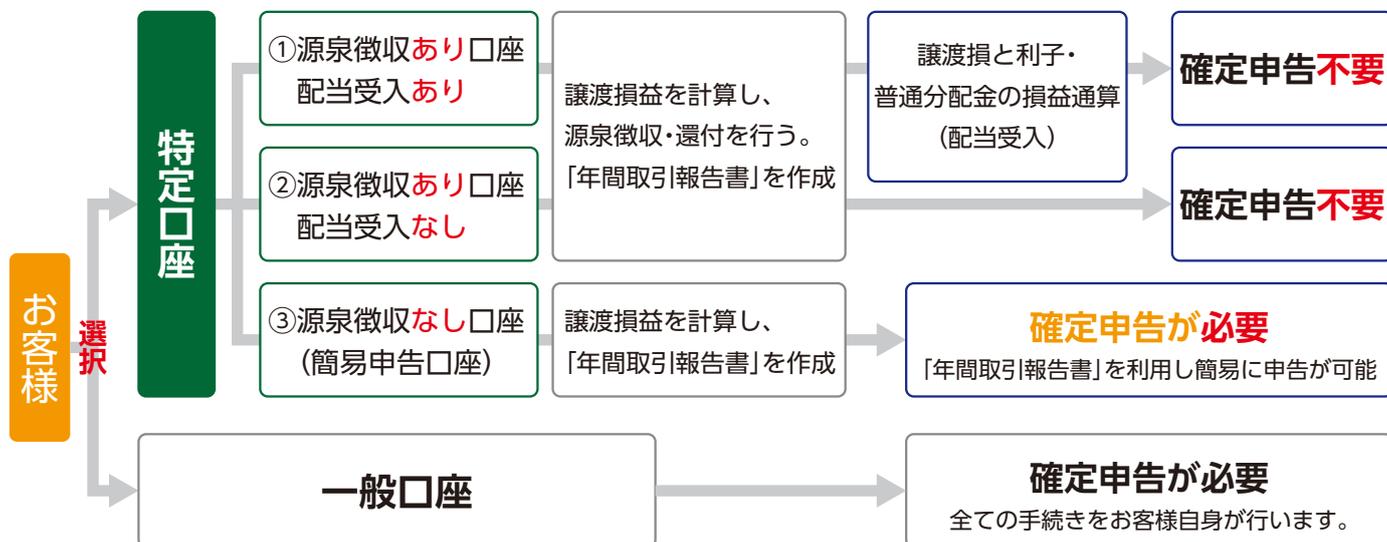
	口座区分	申告分離課税	確定申告
・公共債の利子 ・公社債投信の分配金		申告分離課税の対象	不要(※1)
・公共債の譲渡損益 ・公社債投信の解約・償還差益	特定口座(源泉徴収あり)	申告分離課税の対象	不要(※2)
	特定口座(源泉徴収なし)	申告分離課税の対象	必要
	一般口座	申告分離課税の対象	必要

※1 確定申告の対象に含めることもできますが、確定申告を「不要」とすることができます。
※2 当行がお客様に代わって納税する口座のため、お客様は確定申告が不要となります。
また、「年間取引報告書」が交付されますので、それを用いて確定申告をすることもできます。

特定口座とは

「特定口座」とは、当行がお客様に代わって株式投資信託等の譲渡損益の金額等を計算することにより、お客様の確定申告の煩雑な手続きや負担を軽減するための仕組みです。

※平成28年以降、公共債や公社債投資信託が特定口座の対象となります。



特定口座の種類

特定口座では①「源泉徴収あり口座（配当受入あり）」、②「源泉徴収あり口座（配当受入なし）」、③「源泉徴収なし口座（簡易申告口座）」のいずれかを選択いただけます。

①「源泉徴収あり口座（配当受入あり）」

当行が特定口座内の取引に係る譲渡損益を計算し、当該譲渡益の金額に対して源泉徴収を行い、お客様に代わって納税する口座で、この口座を利用することにより、お客様は確定申告を不要にすることができます。また、年末に当該口座内に譲渡損失の金額があれば、確定申告することなく利子・分配金との損益通算が自動的に行われます。

②「源泉徴収あり口座（配当受入なし）」

上記①「源泉徴収あり口座（配当受入あり）」との違いは、譲渡損失の金額と利子・分配金との損益通算を行わない点が異なります。

③「源泉徴収なし口座（簡易申告口座）」

お客様ご自身による確定申告が必要となりますが、1年間の取引を当行が計算し、「年間取引報告書」としてお客様にお送りします。それを活用していただき、簡易なお手続きで確定申告できます。

特定口座ご利用にあたっての注意事項

- ◇特定口座の開設は、原則として国内に居住のお客様（個人）に限られます。
- ◇特定口座の開設は、1金融機関1口座となります。
- ◇特定口座での損益計算や税額計算の基準日は、受渡日（換金の場合は換金支払日）となります。
- ◇源泉徴収方法の変更は、その年の最初の「換金・償還」を行う前まで可能です。売却後は、年内の変更はできません。
- ◇源泉徴収あり口座に株式投資信託の分配金（平成28年以降は公共債の利子も）を受入れる場合、その年の最初の分配金や利子の支払いが確定した日以後は、その年中は源泉徴収なし口座に変更できません。
- ◇源泉徴収あり口座でも、他の口座の譲渡損益等と通算する場合や、譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合には、確定申告が必要です。

特定口座への受入れ手続きのご案内

当行がお預かりしている公共債等（公共債や公社債投資信託）の特定口座への受入れ手続きについては、現在ご利用いただいているお取引口座の種類によって手続きが異なります。

1. 「債券口座」のみご利用のお客様 ※「投信口座」を利用されていない場合

平成27年中に「特定口座」をご開設ください。（特定口座を開設することにより、受入れが可能となります。）
現在、当行がお預かりしている公共債等について、「特定口座」への受入れを希望される場合は、本年中に「特定口座」開設のお手続きをお願いします。

2. 「投信口座」と「債券口座」をご利用のお客様

■「特定口座」をご利用のお客様

別途、お手続きはございません。

平成28年1月1日時点で、当行がお預りしている公共債等は、原則、「特定口座」へ受入れさせていただきます。

※お預り状況により、特定口座に受入れできない場合があります。

■「特定口座」を利用されていないお客様

平成27年中に「特定口座」をご開設ください。（特定口座を開設することにより、受入れが可能となります。）

現在、当行がお預かりしている公共債等について、「特定口座」への受入れを希望される場合は、本年中に「特定口座」開設のお手続きをお願いします。

※現在、一般口座で当行がお預りしている株式投資信託は、特定口座へ組入れることはできません。

3. 「投信口座」のみご利用のお客様 ※「債券口座」を利用されていない場合

■「特定口座」をご利用のお客様

別途、お手続きはございません。

■「特定口座」を利用されていないお客様

平成27年中に「特定口座」をご開設ください。

現在、当行がお預りしている公社債投資信託について、「特定口座」への受入れを希望される場合は、本年中に「特定口座」開設のお手続きをお願いします。

※現在、一般口座で当行がお預りしている株式投資信託は、特定口座へ受入れることはできません。

<特定口座開設のお手続き> ※期限がありますのでお早めに手続き願います。

特定口座の開設をされる場合は、下記をお持ちのうえ、お取引店へご来店ください。

- ご印鑑（お届け印）
- 本人確認書類

住民票の写し、各種健康保険証、運転免許証、印鑑証明書、各種年金手帳、在留カード、旅券（パスポート）等

※有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限ります。

※有効期限の定めのないものは、6ヶ月以内に作成されたもので、現在のご住所、氏名、生年月日の記載があるものをご提示ください。

公共債等の税制変更のポイント

1. 公共債等の利子・公社債投信の分配金について

- 平成28年1月1日以後に個人のお客様が支払を受ける公共債等の利子等については、利子等の支払を受ける際に源泉徴収された税金だけで課税関係を終了することができる「確定申告不要制度」の対象となりますので、源泉徴収された税金だけで課税関係を終了することもできます。また、この場合の源泉徴収税率は、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）となります。

2. 公共債の譲渡損益・公社債投信の解約・償還損益について

- 公共債等の譲渡益や償還益については、確定申告が必要となりますが、「特定口座（源泉徴収あり）」を利用することで、確定申告を不要とすることが可能です。
※譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合や他の口座の譲渡損益と通算する場合には、確定申告が必要です。

- 当資料は、当行が信頼できると判断した情報を基に近年の税制改正等を反映して作成したのですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。
- 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

詳しくは、営業店窓口または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

株式会社 栃木銀行 金融サービス部

0120 - 630 - 521

受付時間：9：00～17：00（銀行休業日を除きます）

商号等／株式会社栃木銀行

登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号

本店所在地／〒320-8680 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

加入協会／日本証券業協会



栃木銀行

（基準日）平成27年9月1日現在